

官廳公示連絡事項

學校教育法施行規則

の一部改正について

昭和二十五年十月九日付文部省令第二十八號で、學校教育法施行規則の一部が改正されたが、そのうち幼稚園に關係ある主なものは左の諸點である。

一 屋外遊戯場を、従前法規上では「體操場」といつていたが、これが「運動場」と改められた。(施行規則第一條、第二條、第四條、第一百條参照)

二 幼稚園の設置者を變更しようとするときは、従前は設置者だけで變更の申請ができたのが、前の設置者と新たに設置者となる者とする者と連名で變更を申請して、認可を受けなければならないように改められた。(同第五條参照)

三 學校(幼稚園)に備えなければならない表簿に、職員の擔任學級(擔任の組)の表が新たに加えられた。(同第十五條第一項第三號参照)

四 學籍簿の名稱が「指導要録」と變り、その保存期間が十五年以上から「十年以上」に改められた。(同第十五條第一項第四條、第二項、第三項参照)

五 第三十六條が次のように變つて、幼稚園もこの規定を準用し、今後は園長も幼児の指導要録を編製する義務がうまれるとともに幼児が轉園(轉學)又は小學校に入學(進學)したときは、指導

要録を轉園先の園長や小學校の校長に送らなければならない。その幼稚園には指導要録の抄本を作つておかなければならなくなつた。

なお指導要録の様式については、法規上は様式を決めていないが近く文部省において參考となる様式を決定するつもりであるから、それまでは現在のものを使用しても差支ない。

「第三十六條 校長は、兒童の指導要録を編製しなければならない。校長は、兒童が、轉學又は進學した場合においては、兒童の指導要録を轉學又は進學先の校長に送付するとともに、その抄本を作製しなければならない。」

六 第七十六條が次のように變つて、保育要領が法規上幼稚園の教育課程の基準となつた。

「第七十六條 幼稚園の教育課程は、保育要領の基準による」
第七十六條に新たに次の一條が加わつて、分園が法規上認められるようになった。なお分園は法規上は「分校」となるが、普通は分園といつて差支ない。

「第七十六條の二 幼稚園においては、特別の事情のあるときは、分校を設けることができる。」

前項の分校を設けようとする場合においては、その設置者は、公立幼稚園については都道府縣教育委員會、私立幼稚園については都道府縣知事の認可を受けなければならない。

なお申請の様式については、別に規定しなかつたが、幼稚園設置認可の様式に準じて行なえばよいのである。(同第二條参照)

八 第三十八條の規定を準用して、園長に幼児の出席簿を作つてその出席狀況を明らかにする責任を持つてもらふようにした。

「第三十八條 校長は、在學兒童の出席簿を作り、その出席狀況を

明らかにしなければならない」

九 右各項の改正の効力を九月一日からにすな。

したがつて幼児が九月一日以後轉園したものとあるときは、園長は指導要録を轉園先に送らなければならないということになる。

一〇 省令の特例として左のことが定められた。

この省令施行の時（昭和二十五年十月九日）現に幼稚園に保存している學籍簿（既に幼稚園を修了した幼児の學籍簿）は、指導要録と改めなくてもよく、保存期間は十五年以上でなく、十年以上でよいこと。

學校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令）

第十一號（の一部を改正する省令（抄））

（昭和二十五年十月九日文部省令第二十八號）

第一條第一項、第二條第一項、第四條及び第一百條中「體操場」を「運動場」に改める。

第三條第二號中「部科の組織」を「部科及び課程の組織」に改め同條第三號中「教科課程」を「教育課程」に改め同條第四號中「試験」を「成績評價」に改める。

第五條中「その設置者」の下に「及びあらたに設置者となるうとする者」を加える。

第十五條第一項第三號中「擔任教科」を「擔任學級、擔任の教科又は科目」に改め、同條同項第四號中「學簿簿」を「指導要録」に改め、同條同項第五號中「入學考査」を「入學者の選抜」に改め、同條第二項中「學籍簿は十五年以上」を「指導要録又はその抄本は十年以上」に改め、同條第三項中「學籍簿」を「指導要録又はその抄本」に改める。

第三十六條中「別に定める様式によつて、」を削り、「學籍簿」を「指導要録」に改め、同條に次の一項を加える

校長は、児童が、轉學又は進學した場合においては、児童要録を轉學又は進學先の校長に送付するとともに、その抄本を作製しなければならない。

第四十七條第一項第三號及び第四十八條中「都道府縣の」を削る

第四十九條及び第五十條を次のように改める。

第四十九條及び第五十條 削除

第七十六條を次のように改める。

第七十六條 幼稚園の教育課程は、保育要領の基準による。

第七十六條の次に次の一條を加える。

第七十六條之二 幼稚園においては、特別の事情のあるときは、分校を設けることができる。

前項の分校を設けようとする場合においては、その設置者は、公立幼稚園については都道府縣教育委員會、私立幼稚園については都道府縣知事の認可を受けなければならない。

第七十七條中「第二十五條」を削り、「第二十六條」の下に「第三十六條、第三十七條」を加え、「第四十六條から第五十條まで」を「第四十六條から第四十八條の二まで」に改める。

附則

1 この省令は、公布の日から施行し、昭和二十五年九月一日から適用する。

2 この省令施行の際、現に學校、國立及び公立學校の設置者又は私立學校の監督廳において保存又は保管中の學籍簿の保存又は保管については、第十五條第二項及び第三項の改正規定にかかわらず、従前の例による。但し、保存又は保管を要する期間は、十年以上。